（様式５）　最終更新日：令和8年10月31日

一般社団法人日本知的障害者水泳連盟　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	『日本知的障害者水泳連盟中長期計画』を策定し、2024年6月の総会・理事会にて承認され、HPにて公表。	『日本知的障害者水泳連盟中長期計画』 『2024年度定時社員総会議事録』
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	『日本知的障害者水泳連盟中長期計画』を策定し、2024年6月の総会・理事会にて承認され、HPにて公表。	『日本知的障害者水泳連盟中長期計画』
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	『日本知的障害者水泳連盟中長期計画』を策定し、2024年6月の総会・理事会にて承認され、HPにて公表。 会費収入の増強について、前年度比1.1倍を目標とする。	『日本知的障害者水泳連盟中長期計画』
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	（1）外部理事の目標割合は、 役員候補者選任規程第1条にて25％以上に設定している。 役員候補者選任規程にて、第1条にて「40％以上を女性役員、25％以上を外部理事とするよう努める」と改訂し、2026年6月の総会・理事会にて承認された。 ①女性理事の割合は40%で目標を達成している。 ②外部理事の割合は47%で目標を達成している。	『役員名簿』 『規程集』(役員候補者選任規程) （役員候補者（理事及び監事）選任規程
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	（1）外部理事の目標割合は、 役員候補者選任規程第1条にて25％以上に設定している。 役員候補者選任規程にて、第1条にて「40％以上を女性役員、25％以上を外部理事とするよう努める」と改訂し、2026年6月の総会・理事会にて承認された。 ①女性理事の割合は40%で目標を達成している。 ②外部理事の割合は47%で目標を達成している。	なし
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	（1）アスリート委員会を設置しており、年1回以上適時開催している。 （2）選手の障がい特性(知的障がい)を鑑み、選手の意見を吸い上げるために保護者の陪席を通して意見の吸い上げを図っている。 （3）アスリート委員が理事であるため、直接組織内に意見を周知・反映することができる。 今年度のアスリート委員会開催は1月を予定している。	『規程集』(アスリート委員会規程) 『アスリート委員会名簿』
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	連盟重要事項は、全て理事の承認のもと活動が決定し、総会に諮るような重要事項は理事会で決定し、総会で総意のもと、連盟を運用している。 会員数（約600人）に対して理事は15名であり、理事会も定期的にオンラインなども活用しながら問題なく開催できている。	『役員名簿』
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	（1）役員の在任年令に関する規程にて、理事の就任時の年齢は70歳未満に制限している。 役員の在任年齢に関する規程を廃止し、役員候補者（理事及び監事）選任規程第2条2項「役員候補者は選任時において、その年齢が70才未満でなければならない。ただし、本連盟会長経験者については年齢制限を適用しないことができる。また、在任期間中において、その年齢が満70才を迎えた者は、その在任期間は役員として在任するものとする。」に変更し、2024年総会・理事会にて承認された。	『規程集』(役員の在任年令に関する規程) （役員候補者（理事及び監事）選任規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	役員については定款に基づき、新陳代謝を図る仕組みを設けている。 今後10年を超えて在任できないよう規程を策定し、2024年6月総会・理事会にて承認された。 定款26条1項「理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、連続する任期が10年を超えない時には再任を妨げない。」に変更し、2024年総会・理事会にて承認された。	『役員名簿』 『規程集』(定款24条-32条) 『2022年度臨時総会議事録』 『役員候補者選考委員会議事録』 （役員候補者（理事及び監事）選任規程 『定款』第26条1項
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員候補者選考委員会を設置し、役員候補者等の選出を行っている。 今後役員候補者選考委員会の独立性をより高めることを目的に、役員候補者選考員会規程第3条1項「本委員会は、本連盟理事、本連盟正会員及び有識者により構成し、10名以内とする。」に変更し、2024年6月総会・理事会にて承認された。外部理事が半数以上となるように今後調整する。	『規程集』(役員候補者選任規程) 『役員候補者選考委員会名簿』 『役員候補者選考委員会議事録』 『役員候補者選考委員会規程』
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	連盟及びその他役職員、その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程として、倫理規程・コンプライアンス規程を整備している。	『規程集』(倫理規程、コンプライアンス規程)
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	当連盟では基本規程をはじめ、組織運営に必要となる一般的な規程として、会員規程、社員総会規程、役員規程、理事会規程、顧問及び参与規程、常務理事会運営規則、職務分掌規程、職務権限規程、経理規程等を整備している。	『規程集』(会員規程、社員総会規程、役員規程、理事会規程、顧問及び参与規程、常務理事会運営規則、職務分掌規程、職務権限規程、経理規程)
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	組織運営に必要となる法人の業務に必要な規程として、個人情報保護規定、倫理規程等を整備している。	『規程集』（個人情報保護規定、倫理規程）
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	組織運営に必要となる法人の役職員の報酬等に関する規程として、定款のほか謝金・旅費等を整備している。	『規程集』(謝金・旅費等規程、定款30条)、 『職員の就業規則』
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	組織運営に必要となる法人の財産に関する規程として、定款のほか経理規程、基本財産管理規程等を整備している。	『規程集』(経理規程、基本財産管理規程)
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	組織運営に必要となる財政的基盤を整えるための規程として、定款のほか競技会において着用又は携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴマークについての取り扱い規程等を整備している。	3『規程集』(競技会において着用又は携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴマークについての取り扱い規程)
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程として、選手選考規程、国際大会強化指定選手選考規程、育成選手選考規程等を整備している。	『規程集』(選手選考委員会規程、国際大会強化指定選手選考規程、育成選手選考規程)、肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規定

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	現状は当連盟で審判員を有していない。当連盟が主催する全国大会では開催地の健常者の都道府県協会に依頼し、審判員の派遣を受けている。	
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	顧問弁護士を置き、必要に応じて相談・問い合わせをし、問題解決が可能となっている。	『顧問弁護士契約書』
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	（1）コンプライアンス委員会を設置しており、年に1回開催している。 （2）コンプライアンス委員会規程を定め、その役割や権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針の策定、現状やリスクの把握などを組織的、継続的に実施している。 （3）コンプライアンス委員会の構成員に女性を3名配置している。	『規程集』(コンプライアンス規程、コンプライアンス委員会規程) 『コンプライアンス委員会名簿』 『コンプライアンス委員会議事録』
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	（1）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士を配置している。	『コンプライアンス委員会名簿』
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	（1）統括団体が開催している役員向けのコンプライアンスに関わる研修会に年1回以上参加している。また、研修会に参加した役員およびスタッフが組織内に報告を行い、内容を周知している。	『インテグリティ研修 実施要項』
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	（2）統括団体が開催している選手およびスタッフ向け、または職員向けのコンプライアンスに関わる研修会に年1回以上参加している。また、選手の知的障がい者という特性から統括団体主催の研修会に参加した選手が必ずしも内容の理解ができていない可能性もあるため、研修会に参加したスタッフが合宿等にて選手・保護者に再度周知している。	『インテグリティ研修 実施要項』 『コンプライアンス研修実施要項』
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	現状は当連盟で審判員を有していない。	
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	会計の専門家のサポート(シェアードサービス)を利用している。 法律の専門家として弁護士に依頼している。その他今後も体制整備に努める。	『シェアードサービス利用申込書』
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	必要な規程を整備し、法人の会計基準に基づき、業務を進めている。 監事は2名に依頼し、1名は長く学校法人の役職員として従事し団体運営にたけており、もう1名は法人の責任者であり、財務および財務監査を確認することで適切な経理処理を行っている。	会計処理は各種手引きに従って処理している。 国庫補助金・JSC・JPSA・JPC・パラサポその他の補助

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	会計処理は各種手引きに従って処理している。 国庫補助金・JSC・JPSA・JPC・パラサポその他の補助金・助成金の経理処理は、倫理規程6条4項に不正行為の禁止を規定している。	『規程集』（経理規程・倫理規程）
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	財務情報について、当連盟HPより法令に基づく開示を行っている。 公開URL：https://jsfpid.com/federation/	『決算書類』
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	（2）選手選考について、当連盟HPより開示を行っている。また、ステークホルダーに対して説明会を実施し、選考方針や選考基準について周知している。 国際大会では各大会の派遣方針および基準等を作成し、HPに公表の上、大会派遣派遣推薦選手等を決定している。強化指定選手・育成選手は各規程による基準に基づき選考している。また、パラリンピックの前年には、特別強化指定選手選考規程を制定し、選手選考を行っている。	『規程集』（強化指定選手選考規程、特別強化選手選考規程、国際大会強化指定選手選考規程、育成選手選考規程） 『日本代表推薦選手推薦方針と選考基準』
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況を当連盟HPで開示している。 公開URL：https://jsfpid.com/federation/	
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	定款31条、倫理規程、コンプライアンス規程等に沿って管理している。	『規程集』（定款第31条、倫理規程、コンプライアンス規程）
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	倫理規程に利益相反ポリシーを含んでいたが、「利益相反ポリシー」を新たに策定し2024年6月に総会・理事会にて承認された。	『規程集』（倫理規程） 『利益相反ポリシー』
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	現在連盟内に通報システム制度を設けていないが、JPSAの通報制度を利用している。違反があった場合には、規程にしたがって対応する。暴力団関連の相談は、JSCのライン相談を用いる。 通報窓口URL：https://www.report-doping.jpnsport.go.jp/form/ 通報窓口URL：https://www.parasports.or.jp/consultation/index.html	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	現在は、(公財)日本パラスポーツ協会の「スポーツにおける暴力行為・不正行為等相談窓口」及びJSCの「ドーピング通報窓口」をHPに掲載することで対応している。 相談窓口の設置については、当連盟の弁護士に相談をした。その結果、連盟内に相談窓口を設置しなくても、統括団体(JPC/JSC)の相談窓口を利用することができれば問題ないとの判断であったため、当連盟では対応窓口の掲載をHPで行っている。 URL：https://www.parasports.or.jp/consultation/index.html	
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	関連する規程を整備し、当連盟のHPに掲載し、周知している。 公開URL：https://jsfpid.com/wp/wp-content/uploads/2025/02/shobun-kitei.pdf 処分規定を改定し、2024年6月の総会・理事会にて承認された。	『規程集』(倫理規程、処分規程、アンチドーピング規程) 『処分規程』
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査を行う際には、倫理委員会において聴取・弁明を行う機会を設ける。場合によっては第三者による調査委員会に委任することができることから、中立性・専門性を有している。 別途、「不祥事処分フロー」に基づき処分の確定を行う。	『規程集』(倫理規程、処分規程)、 『不祥事処分フロー』 『処分規程』
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	処分規程には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）によるスポーツ仲裁制度を利用できるよう、処分規程第11条・選手選考委員会規程第8条にて自動応諾条項を定めている。	『規程集』(処分規程、競技者資格規則、選手選考委員会)
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	処分規程にて、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(JSAA)のスポーツ仲裁制度の利用が可能であることを処分対象者に書面で通知することとしている。	『規程集』(処分規程)
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理基本規程、危機管理委員会により、危機管理委員会等の危機管理体制を構築している。 不祥事及び事故等が起きた場合は、危機管理委員会が速やかに審議・所管し、理事会に意見を具申する。対応については、アクションリストに従って対処する。	『規程集』(危機管理基本規程、危機管理委員会規程) 『アクションリスト』

審査項目通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	不祥事が生じた場合は、処分規程に基づき対応する。過去4年間発生していないので該当せず。	
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	該当なし	
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	現在、当連盟には地方組織はない。	
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	現在、当連盟には地方組織はない。	